

## 4 産後の子育て支援

### ① 新生児聴覚検査

生まれてくる赤ちゃん 1,000 人のうち 1~2 人は、生まれつきの聞こえにくさがあると言われています。早く発見して、早くからコミュニケーションを取る練習をすることが、赤ちゃんのこことばの成長のためにはとても大切です。



〈対象者〉検査日において大野城市に住民票がある、または住民登録を予定している新生児または生後 90 日以内の乳児（その後、本市の住民登録が確認できない場合は対象になりません。）

〈助成回数〉初回検査の 1 回（リファーマーの場合は確認検査の 1 回も含む）

※AABR検査（自動聴性脳幹反応検査）またはOAE検査（耳音響放射検査）

〈助成について〉

◆大野城市の委託医療機関で検査を受ける場合（※委託医療機関一覧は後述参照）

検査時に、『新生児聴覚検査助成券』を医療機関に提出してください。

※保険適用となる検査・治療は助成対象外です。

◆大野城市の委託医療機関以外で検査を受ける場合

一旦自己負担していただき、後日、助成（償還払い）の申請を行ってください。

※「委託医療機関以外で新生児聴覚検査・産婦健康診査・1 か月児健康診査を受けた場合の助成」参照。

■ 問い合わせ先 こども家庭センター 母子保健担当 ☎（580）1978

### ② 産婦健康診査

産後は、こころと身体に大きな変化が出現しやすい時期です。産後 2 週間、産後 1 か月など出産後間もない時期の産婦さんの健診費用を助成します。



〈対象者〉健診受診日に大野城市に住民票がある産婦（流産や死産をされた方も含む）。

〈助成回数〉1 回の出産につき、2 回まで（受診時期目安：産後 2 週間、産後 1 か月）

〈助成について〉

◆大野城市の委託医療機関で受診する場合（※委託医療機関一覧は後述参照）

健診時に、『産婦健康診査受診券』を医療機関に提出してください。

※保険適用となる検査・治療は助成対象外です。

◆大野城市の委託医療機関以外で受診する場合

一旦自己負担していただき、後日、助成（償還払い）の申請を行ってください。

※「委託医療機関以外で新生児聴覚検査・産婦健康診査・1 か月児健康診査を受けた場合の助成」参照。

■ 問い合わせ先 こども家庭センター 母子保健担当 ☎（580）1978

### ③ 1 か月児健康診査（R7.4.1 事業開始）

お子さんの 1 か月児健康診査費用の助成をはじめます。

1 か月児健康診査は、赤ちゃんの発育・発達、先天性の病気等の有無の確認を行うなど、健康の保持・増進を図るうえで大切な健診です。

〈対象者〉令和 7 年 4 月 1 日以降に出生した、受診日時点で大野城市に住民票がある、出生後 28 日から生後 6 週間未満の乳児

〈助成回数〉乳児 1 人につき 1 回分

〈助成について〉

◆大野城市の委託医療機関で受診する場合（※委託医療機関一覧は後述参照）

健診時に、『1 か月児健康診査受診券』と『1 か月児健康診査票（健診票）』を医療機関に提出してください。

※保険適用となる検査・治療は助成対象外です。

◆大野城市の委託医療機関以外で受診する場合

一旦自己負担していただき、後日、助成（償還払い）の申請を行ってください。

※「委託医療機関以外で新生児聴覚検査・産婦健康診査・1 か月児健康診査を受けた場合の助成」参照。

■ 問い合わせ先 こども家庭センター 母子保健担当 ☎（580）1978



<新生児聴覚検査・産婦健康診査・1か月児健康診査の委託医療機関一覧>

	医療機関名	所在地	電話番号	新生児聴覚検査	産婦健康診査	1か月児健康診査
1	あまがせ産婦人科	大野城市東大利 1-14-6	572-5503	○	○	○
2	永川産婦人科医院	筑紫野市紫 1-25-5	922-3164	○	○	○
3	城野産婦人科クリニック	春日市一の谷 2-8-1	584-1103	○	○	○
4	福岡徳洲会病院	春日市須玖北 4-5	573-6622	○	○	○
5	牛島産婦人科医院	太宰府市五条 2-23-8	921-2511	×	○	○
6	マミーズクリニックルナ	那珂川市道善 2-69	952-1779	○	○	○
7	嘉村産婦人科医院	福岡市博多区西春町 1-7-14	581-0441	○	○	○
8	椎名マタニティクリニック	福岡市南区向新 1-6-22	403-1188	○	○	○
9	ガーデンヒルズウィメンズクリニック	福岡市中央区小笹 5-15-21	521-7500	○	○	○
10	東野産婦人科医院	福岡市中央区草香江 2-2-17	731-3871	○	○	○
11	浜の町病院	福岡市中央区長浜 3-3-1	721-0831	○	○	○
12	竹内産婦人科クリニック	福岡市早良区野芥 7-1-30	864-8080	○	○	○
13	青葉レディースクリニック	福岡市東区若宮 5-18-21	663-8103	○	○	○
14	福岡市立こども病院	福岡市東区香椎照葉 5-1-1	682-7000	○	○	○
15	そらレディースクリニック	福岡市東区和白丘 2-2-45	605-3511	○	○	○
16	ゆいレディースクリニック	粕屋町原町 5-12-1	939-3517	○	○	○
17	筑紫クリニック	志免町志免中央 3-1-30	936-3939	○	○	○
18	権丈産婦人科医院	志免町志免 3-2-14	935-0505	○	○	○

2025年4月現在：医療機関は変更になる場合があります

**委託医療機関以外で新生児聴覚検査・産婦健康診査・1か月児健康診査を受けた場合の助成**

委託医療機関以外で検査または健康診査を受けた場合、事後申請に基づき、市が定める回数・上限額の範囲内で、費用の助成を受けることができます。

※産婦健康診査・1か月児健康診査は、医療機関等にて受診券に健診結果を記載してもらってください。

市が定める項目を受診できなかった場合には、助成対象外となる場合があります。

	新生児聴覚検査	産婦健康診査	1か月児健康診査
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>大野城市新生児聴覚検査助成金交付申請書兼請求書</li> <li>聴覚検査を受検したものがわかるもの（母子健康手帳等）</li> <li>検査費用の領収書（診療明細書含む）又はその写し</li> <li>未使用の助成券</li> <li>助成金の振込先がわかるもの（通帳等の写し）</li> <li>印鑑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大野城市産婦健康診査助成金交付申請書兼請求書</li> <li>母子健康手帳</li> <li>健診費用の領収書（診療明細書含む）又はその写し</li> <li><u>未使用の受診券（健診結果が記載されたもの）</u></li> <li>助成金の振込先がわかるもの（通帳等の写し）</li> <li>印鑑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大野城市 1か月児健康診査助成金交付申請書兼請求書</li> <li>母子健康手帳</li> <li>健診費用の領収書（診療明細書含む）又はその写し</li> <li><u>未使用の受診券（健診結果が記載されたもの）</u></li> <li><u>1か月児健康診査票（健診票）</u></li> <li>助成金の振込先がわかるもの（通帳等の写し）</li> <li>印鑑</li> </ul>
助成上限額	AABR 検査 1回につき5千円 OAE 検査 1回につき3千円	健診1回につき5千円	健診1回につき4千円
申請期限	検査日から1年以内	最終受診日から1年以内	受診日から1年以内

■ 問い合わせ先 こども家庭センター 母子保健担当 ☎（580）1978

## ④ こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんの健やかな成長と保護者の安心のため、生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、助産師、保健師またはエンゼルサポーターが訪問します。

〈対象者〉 生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭

※出生後、こども家庭センターに「出生連絡票（兼低体重児出生届）」（母子健康手帳交付時に配布）を郵送または提出してください。訪問の前に、電話またはハガキにてご連絡します。

〈料金〉 無料

※助産師・保健師は、赤ちゃんの体重測定、母乳や育児などの相談、子育て情報の提供などを行います。

※エンゼルサポーター（大野城市社会福祉協議会）は、お母さんと赤ちゃんの様子をうかがい、子育て情報の提供などを行います。

※出生連絡票の提出がない場合は、保健師等が、直接ご自宅に伺う場合がありますのでご了承ください。

※市からの電話連絡は、およそ生後1～2か月頃となります。

早めの訪問をご希望の場合、またご不明な点は、ご連絡ください。



■問い合わせ先 こども家庭センター 母子保健担当 ☎（580）1978

## ⑤ ブックスタート

絵本の読み聞かせをとおして「親子が楽しくふれあう時間」を持つことを応援するため、会場で読み聞かせを行い、赤ちゃんのいる家庭に絵本とバッグをプレゼントします。絵本を読みながら赤ちゃんと一緒に楽しく過ごしましょう。

〈対象者〉 生後月4か月から1歳3か月までの赤ちゃん  
（4か月児健診の通知と同時に案内状を送ります。）



■問い合わせ先 こども・若者政策課 こども政策担当 ☎（580）1912

## メディアとの上手な付き合い方

母乳やミルクをあげるときは、テレビやビデオを消して赤ちゃんの顔を見て語りかけましょう。

- 赤ちゃんはお母さんの声を聞いて、肌に入れてあたたかさを感じ、おっぱいを飲んで安心します。味やにおいもわかります。
- 五感を使いながら、心もからだも成長していきます。

語りかけと肌のふれあいを大切にしましょう。

- 乳児期は、言葉や対人関係などを通じた社会性の発達にとって大切な時期です。
- お互いのやりとりが乳幼児の成長や発達を促します。
- 語りかけや肌のふれあいは最高のプレゼントです。

テレビやビデオとうまく付き合しましょう。

- 親子で、音楽に合わせて踊ったり、話したりして楽しむのもいいでしょう。でも、つけっぱなしでテレビやビデオにおまかせする育児はよくありません。
- テレビを見ていない時や食事のときは、テレビを消しましょう。

## ⑥ 産後ケア事業

大野城市では、出産後の家族が安心して子育てが行えるように「産後ケア事業」を実施しています。お母さん等の体と心のケア、赤ちゃんのケアのサポートが受けられます。

〈対象者〉 大野城市に住民票があり、下記の①または②にあてはまる方

- ① 生後1年未満（1歳の誕生日の前日まで）の乳児とその母親等で、産後ケアを必要としており、医療行為が必要ない方 ※母親のみの利用も可能です
- ② 流産や死産を経験し1年未満で、産後ケアを必要としている方

〈産後ケアの種類・内容〉

- 種類：宿泊型（ショートステイ）、通所型（デイサービス）、訪問型（アウトリーチ）
- 内容：授乳や乳房ケアの相談、休息・健康管理、沐浴・離乳食のアドバイス  
児の体重測定、発育や発達のアドバイス など
- 利用日数：宿泊型、通所型、訪問型合わせて7日間まで



（利用方法・実施施設等）

〈利用料金など〉

区分	利用料金 ※課税世帯は利用料の半額を減免しています		
	課税世帯 （減免後の額）	多胎児加算 （1人につき）	非課税・生活保護世帯 （多胎児加算なし）
宿泊型 *1日3食付(初日は2食)	3,000円/日	1,500円/日	0円
通所型 *昼食付	2,000円/回	1,000円/回	0円
訪問型 *食事なし	1,000円/回	500円/回	0円

※施設によってサービス内容に応じ、追加で自己負担が発生する場合があります。

（利用料金の例）課税世帯の方が宿泊型で1泊2日利用した場合・・・6,000円

課税世帯の方が双子で通所型を利用した場合・・・3,000円

〈利用方法〉

①妊娠届出時又は転入時（1歳未満まで）に、こども家庭センターの窓口で「大野城市産後ケア事業利用パスポート」を受け取り、母子健康手帳と一緒に保管する。

※利用時に必要なだけでなくさないでください。紛失した場合であっても再発行はいたしません。

**市民税非課税世帯・生活保護世帯の方は利用料負担額の免除ができます（事前申請）**

利用前に必ずこども家庭センター窓口またはWeb申請で利用料負担の免除の申請をしてください。

利用日以前に申請がない場合は自己負担が発生します。

②希望の施設（産婦人科や助産院）へ電話で予約する（利用可能施設はホームページに掲載）。

※予約をキャンセルする場合は、利用開始日の前々日17時までに利用施設へ連絡してください。

前々日の17時までに連絡しなかった場合は、キャンセル料がかかる場合があります。

③利用当日は以下を持参し、利用料は直接施設に支払う。

持っていくもの：①大野城市産後ケア事業利用パスポート ②母子健康手帳

③現住所が分かる身分証明書 ④（該当者のみ）産後ケア事業利用者負担額免除決定書

⑤その他、利用施設から指示があったもの

### 産後ケアを利用可能施設以外で利用した場合の助成

確認事項がありますので、**産後ケア利用前に、必ずこども家庭センターにご連絡ください。**

〈助成金申請方法〉 担当課窓口で大野城市産後ケア事業申請書兼請求書を記入

〈申請に必要なもの〉 産後ケアの領収書・明細書、産後ケアの利用や受けた内容が分かるもの、母子健康手帳、振込先が分かるもの、印鑑

〈申請期限〉 最終利用日から1年以内

■ 問い合わせ先 こども家庭センター 母子保健担当 ☎（580）1978

## ⑦ 子育て世帯ホームヘルプサービス

妊婦または18歳未満のこどもがいる育児や家事を行うことが難しい家庭を訪問支援員が訪問し、家事や育児の支援を行い、こどもの養育環境を整えるための事業です。

〈対象者〉 大野城市にお住まいの妊婦または、18歳未満のこどもがいる家庭で、次のいずれかに該当する場合

- ◇出産後の子育てに不安を感じる ◇子育てに対して負担や不安を感じる
- ◇家事や育児の方法がわからない ◇下の子の養育が負担で上の子の世話ができない
- ◇家族の世話をこどもがしていて負担を感じている
- ◇親族が近くにおらず、手伝ってくれる人や相談できる人がいない

〈サービスの内容〉

家事	食事の準備、衣類の洗濯・補修、家の掃除・整理整頓、生活必需品の買物など
育児	育児手技（授乳、オムツ交換、もく浴）の助言や補助、保育施設等の送迎など

※原則、養育者が日常的に行っている家事・育児が対象となります。車の運転や大掃除などはできません。

※家事代行サービスではありません。

※家に保護者が不在のときは、利用できません。

〈利用料金〉

	利用者負担額（1時間あたり）
生活保護世帯	0円
市県民税非課税世帯	300円
所得割年額が77,101円未満	500円
上記以外の世帯	700円

※買物や保育施設等の送迎にかかる費用は、利用者の実費負担です。

〈利用できる時間〉 午前8時～午後8時

〈利用限度〉 1回2時間（1時間単位で1日2回まで）、1か月に8回まで

〈利用できる日〉 毎日 ※年末年始（12月29日から1月3日）を除く

〈利用に必要なもの〉 利用登録申請書

（母子健康手帳交付時に配付。こども家庭センター、総合窓口センター、福祉サービス案内コーナーでも配付。またはホームページから電子申請できます。）

※登録申請は無料です。

〈登録方法〉

- ・登録申請後、利用登録の可否の決定通知書をご自宅に送付します。
- ・利用方法につきましては、登録決定通知書と一緒に利用の手順と注意事項の案内を同封します

■登録・問い合わせ先 こども家庭センター 相談支援担当 ☎（580）1964



（利用方法・Web申請等）

## ⑧ 子育て短期支援事業

### ◆ショートステイ：1回につき7日間以内の宿泊を伴う児童の預かり

保護者の疾病や育児疲れ、出産や看護、冠婚葬祭や出張などの理由により、家庭でこどもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設で預かりを行います。

### ◆トワイライトステイ：平日午後4時から午後9時までの間で原則4時間まで、または、休日午前8時から午後9時までの間で原則8時間までの宿泊を伴わない預かり

保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となることで、家庭でこどもを養育することが困難となった場合に、児童福祉施設で児童の預かりを行います。

＜対象者＞ 市内在住で18歳未満の児童      ＜利用施設＞ 児童福祉施設

＜申請方法＞ 利用申請書（申込先で配布）を直接提出

＜利用者負担金＞ 施設退所後、市へ支払い

世帯の区分	利用者負担額			
	ショートステイ (1日当たり)		トワイライトステイ (1日当たり)	
	2歳未満児	2歳以上児	平日	休日
生活保護世帯	無料	無料	無料	無料
市町村民税非課税世帯	1,100円	1,100円	350円	350円
上記以外の世帯	5,500円	2,850円	1,000円	1,500円

※ひとり親家庭等で市町村民税非課税世帯は、上記の生活保護世帯の区分とします。

※1泊2日は2日分の負担額になります。

### ◆親子ショートステイ：育児による疲労があり休息を希望している、またはこどもの養育方法や関わり方について悩んでいる保護者が、親子で宿泊しながら相談支援を受けることができます。

＜対象者＞ 市内在住で18歳未満の児童とその保護者

＜利用期間＞ 1回につき7日間以内      ＜利用施設＞ 児童福祉施設

＜申請方法＞ 利用申請書（申込先で配布）を直接提出

＜利用者負担金＞ 施設退所後、市へ支払い

世帯の区分	利用者負担額
	1日当たり
生活保護世帯	無料
市町村民税非課税世帯	1,100円
所得割の年額が77,101円未満世帯	1,500円
上記以外の世帯	4,800円

※1泊2日は2日分の負担額になります。

■ 問い合わせ先    こども家庭センター    相談支援担当    ☎ (580) 1964

